

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成26年  
12月5日  
(金曜日)

## 目次

○告示

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………一

保安林指定の解除(下関市)(森林整備課)……………二

周南都市計画道路の変更(二件)(都市計画課)……………二

山陽小野田都市計画道路の変更(都市計画課)……………三

県が港湾管理者たる港湾の港湾区域に関する告示の一部改正(港湾課)……………三

○公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………三

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………三

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(五件)(商政課)……………四



### 山口県告示第三百九十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名称	居宅介護事業所 名称	事業の種類	指定年月日
住所又は主たる事務所 の所在地	所在地		

西村ケアサービス合同会社	宇部市今村北四丁目二番五号	ヘルパーステーション	宇部市今村北四丁目二番五号	訪問介護	平成二六、一〇、一
日環特殊株式会社	下関市山の田東町七番一号	ポラスケア介護ステーション	山口市湯田温泉三丁目七番一号	〃	〃
合同会社ゆうきVISIO	下松市古川町四丁目四番一七号	ゆうき薬局	下松市青柳一丁目三番一号	居宅療養管理指導	〃
表川実哉	防府市大字高井四一三の一七	おもかわ歯科医院	周南市古川町三番一七号	〃	〃
三和企業株式会社	宇部市大字妻崎開作二〇二五の三	早稲田イーライフ参宮通り	宇部市海南町一六番二七号	通所介護	一〇、二七
日環特殊株式会社	下関市山の田東町七番一号	デイサービスポラスケア	山口市湯田温泉一丁目一番七号	〃	〃
株式会社灯り	山口市桜島五丁目一番三七号	デイサービス灯家	桜島五丁目一番三七号	〃	〃

### 山口県告示第三百九十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護支援事業者 名称	居宅介護支援事業所 名称	所在地	指定年月日
主たる事務所の所在地			

### 山口県告示第三百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護支援事業者 名称	居宅介護支援事業所 名称	所在地	指定年月日
主たる事務所の所在地			

平成二十六年十二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は 名称	住所又は たる事務所 の所在地	介護予 防事業 の種類	事業の 所在地	指定年月日
西村ケアサー ビス合同会社	宇部市今村北 四丁目二五番 二二二号	介護予 防訪問 介護	宇部市今村北 四丁目二五番 二二二号	平成二六、 一〇、 一
日環特殊株式 会社	下関市山の田 東町七番一 号	介護予 防訪問 介護	山口市湯田温 三丁目七番 一一号	六、 六、 〇
合同会社ゆう きVISSIO	下松市古川町 四丁目四番一 二二二号	介護予 防住宅 療養管 理指導	下松市青柳一 丁目三番一 号	八、 〇
表川実哉	防府市大字高 井四一三の一 七	介護予 防住宅 療養管 理指導	周南市古川町 三番一七号	一、 一、 〇
三和企業株式 会社	宇部市大字妻 崎開作二〇二 五の三	介護予 防通所 介護	宇部市海南町 一六番二七 号	一〇、 二七
日環特殊株式 会社	下関市山の田 東町七番一 号	介護予 防通所 介護	山口市湯田温 泉一丁目一 番七号	六、 一
株式会社灯り	山口市桜島五 丁目一三番三 七号	介護予 防通所 介護	山口市桜島五 丁目一三番三 七号	八、 〇

**山口県告示第三百九十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十六年十二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
下関市豊浦町大字厚母郷字山すげ三の一六六（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- 三 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第三百九十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画道路を次のとおり変更した。  
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下松市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
周南都市計画道路三・三・二百五国道山手線
- 二 変更の内容  
区域及び構造の変更

**山口県告示第三百九十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び周南都市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
周南都市計画道路三・二・三百一中央通線
- 二 変更の内容  
区域及び構造の変更

山口県告示第四百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山陽小野田都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画道路三・四・四新開作二軒屋線

山陽小野田都市計画道路三・五・七小野田須恵線

二 変更の内容

区域及び構造の変更

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画道路三・四・八小野田高千帆線

二 変更の内容

区域の変更

山口県告示第四百一号

県が港湾管理者たる港湾の港湾区域に関する告示（昭和三十九年山口県告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月五日

山口県知事 村岡 嗣政

表字部港の項中「二八〇度」を「二七五度」に改める。



（三九五）特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十七年一月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人聴覚障害者生活支援センターこすもすの家

代表者の氏名 玉野 和子

主たる事務所の所在地 周南市速玉町七番二六号

（三九六）大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十六年十二月五日から平成二十七年四月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパードラッグコスモス防府桑山店

所在地 防府市桑山二丁目五一五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号 白石 正

社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後

大規模小売店舗の名称

(仮称)ドラッグコスモス防府桑山店

スーパードラッグコスモス防府桑山店

四 届出年月日

平成二十六年十月九日

五 変更年月日

平成二十二年九月二十日

(三九七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年七月十五日山口県公告(二二四)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年十二月五日から平成二十七年一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 食品館レッツ光店

所在地 光市浅江三丁目二番一〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三九八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年七月十五日山口県公告(二二五)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年十二月五日から平成二十七年一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドン・キホーテ宇部店  
所在地 宇部市大字妻崎開作八四一の三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三九九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年七月十五日山口県公告(二二七)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年十二月五日から平成二十七年一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小月店

所在地 下関市小月駅前一丁目一番一号

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク彦島店

所在地 下関市彦島福浦町二丁目一五番一号

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(四〇〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年七月十五日山口県公告(二二八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年十二月五日から平成二十七年一月五日までの間、山口県商

工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月五日

山口県知事 村岡 副政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 プリムールあおい

所在地 山口市葵二丁目三四〇二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 サンマート秋穂店

所在地 山口市秋穂東六七四六の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 徳地ショッピングセンター

所在地 山口市徳地堀一六一三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四〇一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年七月十五日山口県公告(二二九)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年十二月五日から平成二十七年一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月五日

山口県知事 村岡 副政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク防府店

所在地 防府市天神一丁目一〇番四二二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 サンマート華城店

所在地 防府市桑南二丁目六六三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

平成二十六年十二月五日印刷

発行人所

山口県知事庁